

議案第四号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部五十一の項中「、同項第七号イ」を「若しくは第七号イ」に、「、第六十三条第三項第五号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ」に改め、「又は第六十八条の六十九第三項第五号イ若しくは第七号イ」を削り、同部五十三の項中「、同項第七号ロ」を「若しくは第七号ロ」に、「、第六十三条第三項第六号」を「又は第六十三条第三項第六号」に改め、「又は第六十八条の六十九第三項第六号若しくは第七号ロ」を削り、同部六十の項を同部六十一の項とし、同部五十九の項の次に次のように加える。

六十 長期優良住宅の普及の促進に関する良住宅

十六万円

許可申請のと

法律第十八条第一項
の規定に基づく建築
物の容積率に関する
特例の許可の申請に
対する審査

建築等の
計画の
認定を
受けた
建築物
の容積
率の特
例の許
可の申
請料
手数料

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(説 明)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律（令和三年法律第四十八号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行による租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部改正に伴い、手数料を新設するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

き。